

第5章 計画の推進体制・進行管理

1 計画推進のための体制

県は困難な問題を抱える女性への支援に関して中核的な役割を果たすため、県内の女性支援の実施状況や実施体制を市町村や民間団体等と共有し、本計画に沿って、支援対象者が適切な支援を受けられる体制を整備するとともに、市町村や関係機関、民間団体等との緊密な連携・協働により施策を推進します。

また、広域的な観点から、市町村が実施する困難な問題を抱える女性への支援が円滑に進むよう、市町村における基本計画の策定状況や各種施策の取組状況等についての情報提供をはじめ、女性相談支援員や女性相談担当職員への研修の充実等、市町村に対する支援に取り組みます。

なお、市町村には、困難な問題を抱える女性の最も身近な相談支援機関として求められる各種支援制度の実施部署との相互連携や、庁内での情報連携を通じて支援方針の決定が円滑に行われるよう、主体性をもって取り組むことが求められています。

また、民間支援団体を含む関係機関には、本計画の趣旨を踏まえ、行政との連携による取組が期待されています。

2 施策の推進にあたっての目標指標

【基本目標Ⅰ】女性の人権が尊重される社会づくり

◎数値目標

目標指標	計画策定時の現状値 (R5)	目標値 (R10)
固定的な性別役割分担意識にとらわれない人の割合※ ¹	73.9%	88.0%

※¹：把握方法：島根県「県政世論調査」

「男は外で働き、女は家庭を守る」というような、固定的な性別による役割分担意識の考え方について、「そう思わない」「どちらかといえばそう思わない」と答えた人の割合

目標指標	計画策定時の現状値 (R4)	目標値 (R10)
予防教育を実施している学校の割合※ ²	70.8%	85.0%

※²：把握方法：島根県青少年家庭課調査

県内の中学校、高等学校、特別支援学校において、デートDV・性被害予防等の性に関する指導を実施している学校数の割合

【基本目標Ⅱ】 困難な問題を抱える女性が相談しやすい環境づくりと切れ目ない支援

◎数値目標

目標指標	計画策定時の現状値 (R5)	目標値 (R10)
女性相談窓口の認知度 ^{※3}	22.1%	32.0%

※3：把握方法：島根県「県政世論調査」

日常生活での様々な悩みを抱える女性の相談窓口として設置されている県女性相談センターや児童相談所、市町村等の「女性相談窓口」の認知度について、「よく知っている」「ある程度知っている」と答えた人の割合

【基本目標Ⅲ】 県、市町村、関係機関・団体等の連携による包括的な支援体制の充実・強化

◎数値目標

目標指標	計画策定時の現状値 (R5)	目標値 (R10)
困難女性支援法第15条に定める支援調整会議のうち、基本方針に規定する個別ケース検討会議を開催している市町村数 ^{※4}	—	全市町村 (19市町村)

※4：把握方法：島根県青少年家庭課調査

法第15条に定める支援調整会議のうち、基本方針に規定する個別ケース検討会議を開催している市町村数。
なお、開催に当たっては、基本方針に記載される通り、近接分野の関係機関の連携を図るための会議で構成員が共通的なもので議論すべき事項が適切に議論されるのであれば、双方の会議を兼ねて開催する等、既存の会議体を活用することを妨げるものではない。

目標指標	計画策定時の現状値 (R5)	目標値 (R10)
困難な問題を抱える女性への支援に係る市町村基本計画を策定している市町村数 ^{※5}	—	全市町村 (19市町村)

※5：把握方法：島根県青少年家庭課調査

困難な問題を抱える女性への支援に係る市町村基本計画を単独または男女共同参画基本計画やDV対策基本計画等、政策的に関連の深い計画と一体的に策定している市町村数

3 進行管理

島根県困難な問題を抱える女性への支援調整会議代表者会議（仮称）において、本計画に基づく県の取組状況や目標指標の進捗管理のほか、市町村、関係機関・団体等との連携状況や課題について検討を行います。

また、本計画の満了又は見直しを行う際には、県、市町村、関係機関・団体等における取組状況の調査を実施するほか、関係者の意見を聴取することにより、評価を行います。

合わせて、評価により得られた結果については公表するとともに、次期基本計画の策定に際して参考とします。